

平成 28 年 1 月 25 日

保 育 課

とよだ保育園民営化に関する説明会（第 4 回）の要旨について

1 開催日時及び開催場所

1 回目 平成 28 年 1 月 16 日（土）午前 9 時 30 分～11 時 30 分 出席人数 5 人

2 回目 平成 28 年 1 月 20 日（水）午後 6 時 ～ 8 時 出席人数 3 人

両日とも、とよだ保育園 5 歳児室

2 市側出席者

子ども部長 池田正昭 保育課長 高橋真二 保育幼稚園係長 西山律子

3 配布資料

- (1) 第 4 回とよだ保育園民営化に関する説明会資料
- (2) とよだ保育園の民営化について（ガイドライン）（案）
- (3) とよだ保育園民営化事業者公募要領（案）

4 市からの説明（要旨）について

(1) ガイドライン・公募要領について

（「第 4 回とよだ保育園民営化に関する説明会資料」に基づき説明）

- ・民営化については昨年度から話を進めてきたが、ガイドライン等について民営化対策委員と市で合意に達したので説明会を開催した。
- ・ガイドラインの要点について（進め方、事業者選定方法、事業者の条件、転園優先等）
- ・公募要領の要点について（応募資格、運営条件、事業者選定方法、スケジュール等）
- ・市と民営化対策委員で合意した案なので、この案でご了承いただき、進めさせてもらいたい。

(2) 仮設園舎について

（11/30 付、日子保第 746 号「仮設園舎の施設概要及び送迎面の対応について」に基づき説明）

- ・何回か保護者会と話をし、出来るものと出来ないものを整理し、11/30 に文書で配布した。
- ・可否欄が「×」になっている項目については、時間や予算の制限の中で実現できないもの。
- ・仮設園舎への移転時期については、一度、保護者と合意した決定事項だが、もう一度検討をお願いしたいという事で通知に記載し、説明会を実施した。説明会は、急な実施だったこともあり参加者が少なかったため、改めて各クラスの懇談会でも説明させてもらい、アンケートを実施して決定させてもらいたい。

5 主な質問（要望）及び回答

◎ガイドライン・公募要領について

質問 1 ガイドラインに、公募要領は学識経験者の意見を取り入れて作成する、とあるが、今回配布された公募要領に学識経験者の意見は反映されているのか

回答 1 本来は、保護者と学識経験者を含めた委員会を設置して公募要領を定めればよかったが、今回は時間がなかったため、市と民営化対策委員が話して出来上がった案を、実践女子大学の先生に見ていただいた。今回配布した公募要領の中で、灰色で塗りつぶした部分が修正した部分。文言の修正等の指摘はあったが、大きな指摘はなく、良く出来ているという話をいただいた。

質問 2 民営化園の運営が始まった後、運営条件が守られているかどうかを担保する仕組みはあるのか

回答 2 事業開始後も、日野市が指導・監督していく。また、三者協議を継続して開催し、点検しながら進めていく。たかた保育園の時もそうやっていた。今でも、保護者から、話が違ふという声が出れば三者協議会を開催することになっている。点検の場としては三者協議会が最も良いと考えている。

質問 3 2次審査（プレゼンテーション）に保護者は参加できないのか。

回答 3 プレゼンテーションは公開する予定なので、見てもらうことは出来る。ただし、個人情報扱う時と選考委員が採点をする時間は退席してもらう。また、選考委員には保護者も入ってもらう。選考委員会の構成は、保護者2名、学識経験者、民生委員代表、公立保育園園長、子ども部長の6名を予定している。

質問 4 ガイドラインでは「保護者の意見・要望を伺いながら」となっているが、保育園の先生たちの意見を聞いてもらいたい。保護者から意見が出ても、現場としてはどうかを確認してもらいたい。

回答 4 現場の声の吸い上げが出来ていなかった事は反省点として考えている。今後、気を付けて進めていく。

◎仮設園舎について

質問 1 仮設園舎に車を置きっぱなしに出来るかどうかはいつ決まるのか。送迎方法を決めないといけないので、早く決めてもらいたい。

回答 1 仮設園舎の正式な図面は、4月に予算が計上されてから事業者を決定して設計を始めるので、今年の夏ごろにならないと出てこない。今の段階では、園舎や駐車場の正確な配置が分からない。また、これから地元説明会を開催して協議していくが、その調整の中で、保育園敷地以外のスペースを利用できないかなど含めて、検討して決めていきたい。

質問 2 仮設園舎の全体像が決まるのは夏くらいということか。駐輪場が何台になるのかによって送迎方法が変わる可能性がある。スケジュールをはっきりさせて欲しい。

回答 2 4月に予算が計上されてからでないと、事業者の決定が出来ないので、正式な設計を始められない。保護者側の時間的余裕がないという事は理解した。決まったことについてはすぐにお知らせする。

質問 3 これから事業者を決めて設計すると、今出されている図面と全く違う図面になる事も

あるのか

質問3 今、保護者に配布している図面は、予算計上のための仮見積としてとったもの。正式な図面は決定事業者が設計するので、今と違って来る可能性はあるが、基本的に入れなければならない事項は決まっているし、敷地も決まっている中で設計をすることになる。

質問4 今借りている駐車場を駐輪場として使用すると、何台くらい止められるのか

回答4 どういう使い方をするかで変わってくる。全て駐輪場にするのか、駐車場として何台か残すのか、しきり等を設置するのか、などで変わってくると思う。また、園舎の建替え中でも、現園舎の敷地内に駐輪場がとれる可能性もある。ただし、それも事業者が決まっていないのでなんとも言えない。駐輪場の要望が多いことは理解した。今の駐車場など、使えるものはどう使えるのか検討して早めに示す。

質問6 豊田の駅前で建物が取り壊された場所があるがそこは駐輪場に出来ないのか

回答6 区画整理が進行中なので、土地の関係は複雑に入り組んでいる。更地だから単純に使えるという話ではない。区画整理の担当課にも確認して、使える土地はないと回答を受けている

質問7 信号の設置を要望しているが、もし信号が設置できなかった場合は、何か対応してもらえるのか。シルバーに依頼して立ってもらおうとか。

回答7 今すぐ回答できないので持ち帰らせてもらう。要望として承る。